

# ZENKOKU 青年税連

1991・10・31

## 第24回定期総会報告

新役員就任あいさつ

制度問題より

No.92

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

代々木リビン303号

T E L 03(3354)4162

発行人 会長 紲谷 幸男 編集人 広報部長 岸 生子

# No.92 CONTENTS 1991.10

○第24回定時総会報告 ..... 3

○新役員就任あいさつ ..... 4~12



議長団あいさつ



大会宣言を読みあげる  
森 ひろみ会員

## ○制度問題より

会計調査人は中小会社の監査役代行制度だ！

商法対策委員会委員長 前本 和憲 ..... 14~15

税務行政手続法の制定に向けて

税務行政適正手続対策委員会委員長 益子 良一 ..... 15~16

税理士法人について

税理士法対策委員会委員長 辻村 祥造 ..... 16~20

# 第24回定時総会報告

## —新会長は粕谷幸男会員—

全国青年税理士連盟第24回定時総会は、1991年8月4日、宮城県仙台市のホテルメトロポリタン仙台で開かれた。「みちのく夏祭りと青年の新たな飛躍」をキャッチフレーズにかけ、全国から会員、家族を含め400余名の参加があった。

今回の総会では、シンポジウムも行なわれ、その内容については次のとおりである。

### [制度テーマ]

#### 第1分科会

##### パネルディスカッション

—これでいいのか税理士法—

(全青税法対策部)

#### 第2分科会

##### 皆で討議しよう 土地税制改革への提言

(全青税法対策部)

### [実務テーマ]

#### 第3分科会

##### 事業承継の最近の動き

(近畿青税)

### 第4分科会

#### 資産評価の問題点

(岩手青税)

その後、午後3時から第24回定時総会が開催された。役員改選で、新会長に粕谷幸男会員が選出され、新執行部では、制度・業務・事務所の充実を求め、税制を憲法理念の立場から提言等を行うこと、国民に理解される税理士をめざし諸課題に取り組むことを事業計画の中心にもりこみ、承認された。来賓のご祝辞を受け、総会は無事終了懇親会へと続いた。

総会の中で、雲仙普賢岳の災害に対して我々青年税理士も、何か社会的に役立つ活動をしたい旨の提案を受け、懇親会の会場において寄付を募り金174,566円プラス5ドルを集めることができた。この募金活動は、今後も続けていくことが、9月8日の第1回理事会で決定された。

## 大会宣言

全国の青年税理士の組織である我々は、税理士会の本流であり良心であるとの自負のもとに、税制・税務行政の在り方はもとより、国民生活や中小企業の経営、税理士制度に影響のある動きにたいして、平和・基本的人権・国民主権をうたうわが国憲法に則して不斷に追及していく。

本日全国から、仙台の地に結集した全国の青年税理士は、第24回仙台大会定時総会の名において、次のとおり宣言する。

- 「税理士法改正に関する基本要綱」の理念にそって、国民のための税理士制度の確立をめざし、現代的視点にたった新たな税理士法改正に向けて活動しよう。
- 税務行政の強権化に反対するとともに、税務行政手続適正化の法的保障である「税務行政手続法」の制定に向けて活動しよう。
- 税制改革に対し積極的に対応し消費税廃止等を含め、応能負担の原則に基づくあるべき

税制の確立のために活動する。

- 中小会社の切り捨てと、税理士制度の変質をもたらす商法改悪に断固反対しよう。
- 国民や中小企業に、不公平な負担と犠牲を強いいる税制を是正しよう。
- 「不動産コンサルタント」創設に反対しよう。
- 権力を背景にした国税幹部職員の不当な天下りを糾弾しよう。
- 日税連の会務運営を民主化させるために、規約ならびに機構の改革を求めて活動しよう。

我々青年税理士連盟は、さらに活発な日常活動を行い、組織を拡大強化し、以上の目的を達成するために奮闘する。

1991年8月4日

全国青年税理士連盟  
第24回 仙台大会  
定 時 総 会

# 新役員就任あいさつ

全国青年税



## 制度・業務・事務所 の充実をめざして

会長 柏谷 幸男（東京）

### （1）制度改革を

私は過日、8月4日の第24回定時総会においてはからずも、会長に選出されることになりました。全国青税をどう運営していくかは、正に私の責任にかかるており、その責任の大きさを痛切に感じております。

現在、マスコミで毎日のように報道されて、大きな社会問題になっている証券業界の損失補填問題、大手銀行の不正融資事件等は、アメリカとの構造協議で指摘されるまでもなく、行政の庇護のもとにある民業の取引等の不透明性、不公正さの問題、行政との馴合いの問題であります。わが、税理士業界にむいても、問題の本質は、同じであると考える。

納税者のために、誠実に職務をはたすべき義務を負っている税の専門家である税理士が、税務行政機関の庇護のもとにあるという関係は、ヨーロッパやアメリカで発達している近代市民社会のルールから言えば、自由業者としては、未成熟の段階にいる。自由業者は、ヨーロッパではすでに確立され、経済団体や労働団体と並びEC各国で、自由職業団体を結成し、その連合体が作られ、EC規模で、その権利と利益のために、活動している。その自由業として、社会的に認知される基準は、自主性、自己責任、誠実、秘密保持及び職業に反する宣伝の放棄を備えることである。その基準は、依頼者からの依頼の内容を実現させる条件として市民から要請されている。

現在、日本社会に与えられた緊急の課題は、近代市民社会のルールからみての社会構造、経済構造等の再点検である。

税理士制度においては、大蔵当局の庇護からの離脱、すなわち、税理士による国民のための制度

の確立が課題である。

税務行政の面においては、税務行政の手続ルールが確立しておらず、租税判例等で、そのルール化が積み重ねられているのみであって、納税者の保護という観点からみて、不透明で不十分である。さらに納税者の権利救済制度の充実もはかられねばならない。国税不服審判所の審判官が、国税職員によって占められており、民間からの登用等がなされておらず、人的な独立性が確保されていないのみならず、審判等の権利救済をはたす努力がなされていないようであり、改善すべきである。

民間の職業専門家団体である日本税理士会連合会の総会に国税庁職員を陪席させ、その議事を記録させていていること自体、民主主義国家として異常な事柄である。さらに、不思議なことに、総会議案について、14単位税理士会の会長が、執行機関として決議した議案を日税連総会に提出し、その執行機関を構成している14単位会の同じ会長が、議長をやっている単位会の会長も含め、議決機関としての日税連総会においてそれを議決し、それが何年も続いている。このように異常な事態がまかり通っているのは、税理士会が国税当局の監督のもとにあるからである。このことを改める時がすでに来ている。

### （2）不動産コンサルタントの創設阻止を

現在、建設省で検討している不動産コンサルタントは、土地等の有効活用をはかるため、事業、金融、税制、建築、法律、経済その他の分野にわたる幅広い知識の試験を課し、その受験資格を宅地建物取引主任者のみとしているものである。この資格でもって、税務相談（仮設的税務相談）をおこなうことが予定されている。

ところで、税理士以外の者に、税務相談を職業的専門家として、その任にあたらせることには、次の理由から反対であり、与えることは、ふさわしくない。

①土業は、身分的にも、経済的にも独立しないなければならない。それは、不動産会社から独立しないなければならない。不動産を購入させるため、建設させるためなどの不動産会社の利益目的

のために、不動産コンサルタントが活用されてはならない。税務相談もそのためにあってはならない。何故なら、税務相談自体が、不動産会社の利益のために恣意的方向に結論づけられてしまい依頼者（相談者）の眞の利益に反する。

②つめは、不動産コンサルタントの仮設的税務相談（一般的なことあるいは将来の予想に関する税務相談）の結果にもとづき、それを相談者が実行に移したとき、将来的に、そのことは、税金申告に結びつく。仮設的税務相談の最終的な結果は税理士等がする申告により確定する。相談の予想と申告の内容が異なったとき、責任はだれが負うのか。税理士が負うのか、不動産コンサルタントが負うのか。もし、両者でその責任のなすり合いがおこなわれれば、相談者に対する責任を不明確にし、被害は、最終的に依頼者に帰してしまいかねない。このことは、消費者の保護という観点から、望ましくない。

③つめは、②で述べた責任を不動産コンサルタントが回避しようと考えれば、税金申告をやりだす。また、不動産に関する税務相談が税金申告に結びつかないものは、考えられないので、そのことは、税理士法違反であり、ニセ税理士を制度的に認めることになる。

④つめは、不動産コンサルタントに予定している税務相談であれば、我々税理士が引受けることは可能であり、建設省は、税理士の活用を考えるのが筋である。

以上の理由により不動産コンサルタントの創設は、絶対に阻止しなければならない。他の士業においても、不動産コンサルタントとその士業との関係は、税理士と本質的に同一であるので、連絡を取りあって進めていかねばならないと考える。

### （3）税理士法の改正を

税理士法は、さきに述べた自由業の基準からみると時代遅れになっている。自主権が確立されていないことや、不動産会社や金融機関の税務についての広告宣伝等の取扱いも明確化されていない。またさらに、税理士同士あるいは、他の士業とのパートナーシップに関する規定が何も記されておらず、現在共同化の解決策として税理士法人化が登記上認めなれないため、会計法人の設立に向かっており、税理士業務と他の業務の取扱いが、会計

法人において不明確になっている。また、税理士法2条の税務相談の業務の規定があいまいなため、不動産コンサルタント問題等を引きおこす原因になる。このようなことを取込みながら、税理士法基本要綱の精神をいかして、法改正の運動に取組まねばならないと考える。

### （4）国民に理解される税理士をめざして

脱税事件について、マスコミで報道されるたびに、税理士の逮捕も報道されるようになって来た。若手税理士は仕事が出来るということで脱税事件にかかわっているケースもみられるが、普段からの業務の遂行については脱税相談の禁止等税理士法を守っておこなわれねばならない。

ところでマスコミでは、相続税通達で、このための節税対策がふうじられ、税理士が右往左往しているとのマスコミからの指摘もある。

最近の国民の側からみた税理士のイメージが納税者の権利、人権を守るというイメージよりも、脱税とか、節税にうきみをやつしているというようなイメージでとらえられているのではないだろうか。納税者の権利を守るために、依頼者に対して誠意をもって依頼者の最大限の利益のため業務を遂行することは、税理士の当然の使命である。このことは、税の多寡からの側面から言えば、節税を目指していると言えるものである。

しかし、考えてみると、私たちの職業的使命が、私たちの意図とは異なり、国民からみれば、異なるものと見えるのかもしれない。

私たちは、国民に理解され、支持される税理士制度にしなければならないと考えるがこのままいけば、国民から遊離したものになってしまいかねない。税務援助につき、税務行政の補完的役割の一環としておこなわれているが、これには、税務行政というフィルターを通してしか、国民からは税理士というものが理解されない。そこで、私たち、青税が、国民のなかに入って行くことが必要でないかと考える。

現在私たちが可能のこと、すなわち、市民に対する税金の相談等を中心に、特に、納税者番号制、税務行政の適正手続、土地税制度の過去の執行部の貴重な財産を活かして活動していくことからはじめられればと思う。少しでも国民に理解される税理士制度にしていきたいと考える。

### (5) 業務、事務所の充実を

税理士業務が、国民の求めるものに対応されねばならない。国民の税理士に求めるものは、本来の税理士業務のみならず、M A S業務やF D等の業務、さらに、国際化という要素が加わって來た。また、本来の業務も税目の拡大や、地価等の上昇により、依頼者の相談内容も多様化を深め、複雑になって來た。これらに対応していくには、税理士事務所の経営のあり方等も見直さねばならない時期に來ている。このことをぬきにして、国民のための税理士制度を語れなくなつて來た。もちろん、税理士の利益の拡大のみ追求した事務所経営のあり方でなしに、国民の利益にかなつた税理士事務所の経営等のあり方の模索でなければならぬと考える。

### (6) 自由業として、社会的認知をめざして

私たちを取りまく環境の変化は大変大きく、経済の国際化、経済のソフト化により、税理士業務の多様化がますます求められている。このことは、他の士業においても同様であり、その変革が求められている。また、士業のあり方も国民から問われている。それに対応するためには、他士業との連携、共同が必要である。ヨーロッパでは、士業すなわち、税理士、弁護士、医師などの自由職業者の連盟が各国にあり、税理士だけの利益でなく、自由業者全体の利益とE C全体の利益のために、大きな社会的成果を上げている。

ふりかえってみると、日本では、士業ごとの団体はあるが、士業の連合体はない。幸い、全国青税では、弁護士、司法書士との協議会を持っていく。

自由業者の団結がなされるよう、微力であるが、努力したいと思う。

全国青税は単位青税の連合体ですので、各単位青税のご協力及び会員各位のご協力ご支援をお願いいたしたいと思います。

簡単ですが、就任のご挨拶とさせていただきます。

◎ ◎ ◎

◎ ◎ ◎



### 岩手青税もよろしく

副会長

榎山 直樹（岩手）

今回の仙台大会で副会長に就任させていただきました。実は前回の札幌大会で初めて副会長としてやらせていただきましたので、今回引き続き2回目ということになります。

ここで、岩手青税について少しご紹介させていただきますと、我が岩手青税は、会員数30名程ですが、活発な活動を目立つてしているわけではありませんが、地道ながら若手弁護士や異業種交流を通じての研究会や、講習会そして会員相互間の意志の疎通をはかっております。通常の会合には10名から15名位の参加ですが、若手を中心で頑張っております。しかし残念ながら、岩手の場合は、あまり合格者や新規登録者の中に若い方がおりませんので、新規に会員が増えない状況にあります。私自身は昭和58年の登録ですが、その時28才でしたけれど9年目の37才になつても税理士会盛岡支部の中で今だに若い順に下から2番目だという事をみると、岩手青税もやはり高齢化社会なのかも知れません。しかしそんな中でも有志が頑張っているのが特徴と言えると思います。地元岩手出身の税理士先生がいましたら、是非地元に帰つて来て我々の仲間になつていただければ心強いと思います。

あまり勝手な事ばかり言つてしましましたが、就任のご挨拶をさせていただきますと、やはり、全青税の素晴らしいことは、全国で頑張っている税理士の仲間といろいろな情報交換ができるという事と、いろんな人達と友達になれるという事ではないかと思います。その中から、自分自身をみつめ直し、さらに明日への希望を持って進めることができるという素晴らしいと思っています。

先日の仙台大会でも昔の勉強仲間の熊本のI先生に約10年ぶりに再会する事が出来ました。来年の熊本大会でもまたお会いしようという事になりました。そんな全青税の副会長の末席に推薦して下さいました皆様に感謝しながら、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。



## 楽しくなければ

### 青税じゃない

副会長 長谷川拓人（千葉）

この度、全国青年税理士連盟の副会長に就任致しました千葉青年税理士連盟会長の長谷川拓人です。

私は常々青税の活動は“楽しくなければ青税じゃない”と思っております。中学、高校、大学とクラブ活動に専念した方も多数おられることと思いますが、あの青春時代をもう一度思い出して下さい。青税活動も同じことが言えると思います。悩みを先輩に相談したり、指導を受けたり、また同輩と愚痴をこぼし合ったり、討論し合ったり、どんどん新しく入会してくる後輩達に刺激されて、自分を奮い立たせたりと、辛く苦しいことを分かち合い、嬉しい事、楽しい事を共に喜び合う、まさに青税活動は学生時代のクラブ活動そのものなのです。

それにつけて加え、全国の同じ目標を持つ人達とも仲間になれるわけです。所変われば品変わるの言葉どおり、全国各地で行なわれる理事会へ参加し、いろいろな方々とお合いして、私自身とても勉強させていただいております。青税活動に参加了の仲間はみんな伸びています。青税活動で、もう一度共に青春を詠歌しましょう。

さて少し固い話になりますが、全国青税は「国民主義、基本的人権、恒久平和を基盤とした憲法に定められた租税法律主義の理念に則り、納税者の権利擁護をめざす」（規約前文より）事を目的に設立された任意団体です。この崇高な目的達成の為、粕谷新会長のもとで様々な活動をしていきます。

私も青税に入り早8年、今までいろいろと先輩税理士の先生方にお世話をになってまいりました。その御恩に応える為にも微力ではありますが、会長、部長、委員長に積極的に協力し、この一年、楽しくそして今後の全国青税発展の為に頑張っていき決意です。

どうぞよろしくお願い致します。



## 関東信越税理士会は今

副会長 大石 敬（埼玉）

昨年に引き続き、副会長に就任しました埼玉青税の大石敬です。個人的な自己紹介は、昨年書きましたので、今年は、私の所属している関東信越税理士会について今問題になっている点につき全国の会員の皆様に紹介することで挨拶の代わりといたします。

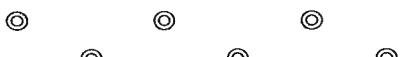
最近、我々会員の間で問題になっているものに、いわゆる「在宅還付」の問題があります。本会の議案書から引用しますと、本年度活動事項の税務援助対策委員会のところで「会員の高齢化対策として、確定期無料税務相談のうち還付申告相談について、会員事務所で実施する方策を検討し、次年度から実施することとした。」とあり、平成3年度事業計画では「還付申告者の会員事務所における無料税務相談を国税局と充分に協議を重ね、国税当局の協力を得て実施する。」とあります。また、税務援助対策費予算では前年度予算額900万円（決算額2,882,721円）のところ今年度予算額2,200万円と大幅にアップしています。

この「在宅還付」という制度を、本会は末端会員の意見を聞く事もなく、役員レベルで実施を決定してしまったといつても過言ではありません。現在、具体的な実施要領さえ示されていないのが実状です。私の所属する川口支部でもこの件につき会合を持ちましたが、支部長をはじめとしてほとんどの会員が反対という状況です。噂によると国税当局も困惑しているとのこと。一般会員の協力を得て実施できるか大いに疑問が残ります。

紙面の都合上、事実の紹介にとどめておきますが、最近感じるのは、税理士法に規定する有償無償独占の税理士業務の位置づけ、税務援助はどうあるべきか等々の基礎的な議論が必要ではないかと思います。

今年も1年間青税で、税理士法、税理士制度を考えていくわけですが、議論のための議論ではなく身近な問題として税理士法につき検討したいと思います。

1年間よろしくお願いします。



## 秋季シンポをよろしく

副会長 浅岡 勇夫（名古屋）

この度、副会長を仰せつかりました名古屋青税の浅岡です。副会長として微力ながら全青税のために活動していくつもりですのでよろしくご協力下さい。

また、本年度はシンポジウム実行委員長も兼務しております。来たる11月16日、17日には、秋季シンポジウムが開催されます。テーマは充分に吟味したタイムリーなものとなっておりますので、皆様にも必ずやご参考になるものと確信しております。青税会員ばかりではなく、お知り合いの税理士諸兄も是非お誘い合わせのうえ、積極的なご参加をお待ちしております。

なお、今後のシンポジウムでのよいテーマがありましたら選定の参考とさせて頂きますので、ぜひとも私の方までご連絡下さい。

本年度1年間よろしくお願ひいたします。



## ニーズに即応できる 事務所づくりを

副会長

浅野 隆士（岐阜）

副会長に選任されました岐阜青税の浅野でございます。

鶴飼の名で全国に知られる長良川のせせらぎに心を和ませながら、日々切磋琢磨し、精進しております。

今、税理士を取り巻く業界は、大変厳しくなりました。会社経営そのものも微妙に変化しつつあるので、税理士事務所もニーズに即応できるよう、柔軟な体制を整えておかなければならぬのは、必至であります。

青税では、先輩方の意見をふまえた上で、斬新なアイデアを出し、岐阜青税の発展と向上に努めたいと思っております。また、全会員の意見が円滑に直接に反映できるよう全青税とのパイプ役、橋渡しに微力ながら全力を尽したいと思っておりますので、ご協力の程、よろしくお願ひいたします。

◎ ◎ ◎

## 熊本大会に向けて

副会長 高浜 三喜夫（熊本）

昨年1年間、はじめて全青税の副会長を努めさせていただきましたが、昨年1年間は何もわからず、役に立っていたのかどうかわかりません。熊本青年税理士連盟が発足して、早や1年がたちました。この1年間の間全青税の副会長として、又熊本青税の代表として、各理事会に参加させていただきました。副会長になってすばらしいことが2つありました。1つは各単位会の方々と交流できたことであり、2つめは理事会の都度、全国の私の知らない所に行く機会を持つことができたということです。九州からの参加ですので参加した時は必ず宿泊することとなり、開催地の単位会の会員の方々には大変お世話になりました。岐阜では会員の方に教えていただいた道をたどりながら岐阜城を見て歩くことができたし、盛岡ではわんこそばを御馳走になったりで、この紙面を借りてお世話になった会員の方々にお礼を申し上げます。

今年1年間引き続き副会長として理事会に参加することとなりましたが、今年1年間は来年の熊本大会が控えており昨年みたいな物見遊山気分では行きそうもありませんが、熊本大会を成功させるために頑張っていきたいと思っております。熊本大会にはぜひ多くの会員の方々の参加をお願いいたします。



## 対話と協調を

副会長

竹之内 伊八郎（鹿児島）

このたび副会長に就任しましたが、私にとっては初めての経験でその責任の重大さを痛感しております。副会長として今後1年間、心新たに会長を補佐し発展のため最善を尽くしたいと思います。

現在、税理士業界にあっては第4次商法改正、税理士法の見直し、商工会問題の対応等重要な課題が山積し、まさに正念場の時期です。そこでこのような難局を乗り切るために、会員一丸となり強固なる団結こそが大切だと思います。

特に今日の厳しい現状を考えますとき、和を基

本とした対話と協調により力を結集して事態に対応しなければならないと思います。会長の所信に沿い補佐役として自らを律し、責任を全うする所存ですので、今後共一層のご指導ご協力を切にお願い申し上げます。

## 全青税活動が

### 円滑に行われるようになります。

**総務部長 勝又 和彦 (東京)**

第24回全国青年税理士連盟、仙台大会において総務部長に選任されました、東京青年税理士連盟の勝又です。

全青税の仕事は、昨年度小池執行部にて広報部長をやらせていただき、今回で2年目です。総務部長ということで、責任の重大さを痛感しています。

毎月行われる理事会、常務理事会の議事運営が円滑に行われるよう、各部長、特別委員会委員長と密な連絡を取りたいと思っております。



雲仙普賢岳災害寄付金を手渡す勝又総務部長

右側は熊本の高浜会員

粕谷執行部は、事業計画に掲げていますように「制度・業務・事務所の3つの充実を求める」ことを目標としています。そのために業務改善委員会の設置、税理士法問題の研究提言・不動産コンサルタント創設反対運動・市民に対する講演活動等の数々の事業計画を実行して行く予定です。私は総務部長として、これらの円滑な実行を図るとともに、全国の会員の皆様に今全青税がどのような活動をしているのかを全青税だよりを通して、ご連絡したいと思っております。会員の皆様が1人でも多く、全青税の活動にご理解いただき参加していただけるようにお願い申し上げます。

総務部長として、不備至らない点は多数あると思いますが、何かお気づきの点がありましたら、事務局等にご連絡いただきたいと思います。1年間私なりにがんばりますので、どうか御指導の程よろしくお願い申し上げます。



## 皆様の理解

### とご協力を

**経理部長**

**福島 秀一 (東京)**

はじめまして、東京青税の福島です。この度粕谷新会長の下で経理を担当することになりました。

全国青税では今までに目ぼしい活動をしておりませんので名前も初めて聞かれる方が多いと思います。昨年は東京青税で粕谷会長の下、経理部長を努め、今回再び全国で経理部長を仰せつかりました。全青での活動経験が少ない為色々とご迷惑をおかけすると思いますがよろしくお願い致します。

経理の仕事は、予算の執行のための会費の収納と支出の管理でありますので、各単位青税の方々や個人会員の方々、および執行部の方々のご協力なしには成り立ちません。また今年度の予算は非常に余裕の乏しいものになっているため、一層の增收や経費の節減に努めなければならないため、重ねて皆様のご理解とご協力をお願い致します。

さて、今回初めて部長に就任し、数度全青の理事会に出席し、感じた事を述べたいと思います。

これまででは全青の行事に出席するといえば、夏の全国大会と秋のシンポジウムくらいでした。従つ全青がどんな活動を日常しているのかという事は全く知らずに来ました。(まあ、あえて知りたいと思った訳ではありませんが……) また他の地域の単位青税の方々がどんな活動をなさっているのかあまり知る機会はありませんでした。理事会は全国各地から多数の理事が出席されて活発に討論が行なわれていました。東京青税の活動に比べますと、若い方も多いし熱気を感じました。そして各地での青税の活動が以外に着実に行われていることを知ることができました。

これから1年間各地を回ると思いますが、多数の青税の会員の方と交流ができるのを楽しみにしております。



## タイムリーな広報を

広報部長 岸 生子  
(埼玉)

このたび、全国青税の広報部長に就任いたしました埼玉の岸生子です。税理士開業と同時に青税に入会して何とか無事2年がすぎ、やっと3年目という私が、全国青税の広報部長にということで、本人が一番あせっています。1年間、毎月勉強を重ね、がんばっていくつもりです。

柏谷執行部の下で、広報が常にタイムリーな情報、中味の濃い情報を提供し、会員の研究、意見の発表の場としてお役に立てるよう、私なりに努力していくことを思っています。そのためには、私一人だけではなく、広報部の副部長・理事を中心に全国の会員からの情報の提供、ご意見、はげましの言葉をお待ちしておりますので、ご協力お願いいたします。

とくに、今年度は、柏谷会長が「制度・業務・事務所の充実をめざして」と書かれているとおり業務改善委員会が新たに設置されることを受け、広報としても、各会員の業務内容、事務所の経営方針等に関する意見をとりあげていきたいと思います。「事務所訪問」などもやってみたいと考えておりますので、全国からの情報をよせ下さい。

最後に、広報活動を通して会員の皆様との交流を深めていきたいと思っております。1年間、楽しく大役をつとめられますよう、皆様のご協力とご指導よろしくお願ひいたします。



組織拡大のため  
情報収集を  
組織部長 加藤 博司  
(名古屋)

今年度、組織部長を努めさせていただくことになりました名古屋青税の加藤です。私自身は今まで全く全青税役員とはかかわりは無く、突然の大役に戸惑っております。先日の理事会で今年度の具体的方針が固まったところでありますが、各単位青税の部員の皆様のご協力を願ひいたします。

さて、全青税は現在のところ13の単位青税で組

織されております。近年では昨年7月に熊本青税が誕生しましたが、日本地図で見ますと、地域的にはまだ、かなりの空白部分があります。もちろん、大都市以外の地域は税理士数が少ないということは事実であります。それにしても、北海道、北陸、四国、北九州などに組織が無いのは残念に思います。当然、組織が無ければ青税の意志が伝わらないわけであり、「税理士界の本流であり良心である組織」であるならば、全国にあってこそ全青税の力が發揮できるわけであります。

組織の結成は自然発生はあり得ず、まずは、青税会員の働きかけが基本であります。わずか数名で発足した熊本青税の皆様は大変な努力をされたことだと思いますが、引き続きこうした形で地道に拡大をはかっていく必要を感じます。

つきましては、全青会員の皆様に、各隣接地域の組織化について、絶えず情報を集めていただきまして、組織の充実に活かしていただきたいと思います。

よろしくご協力のほど、お願い申し上げます。



## 青税に期待する

～もっと素直になろうよ～

厚生部長 伊藤 健一

(熊本)

「花それぞれ 人それぞれ それぞれに咲く」良・悪の判断、好・嫌の判断、個々人により異なります。万物は全て流転し、昨日はもはや歴史の一頁。過去にこだわるよりも、現状認識（満足）し、明日への希望の追求をしていきたいと思います。最早、「個人の時代」です。幾多もの情報の中で、良・悪、好・嫌の判断、「真実」を拾い、「偽」を捨てる「素直」な心を持ち続けていきましょう。自然に、「私」なりに、「あなた」なりに。

## 「税理士は魅力ある職業か」

法対策部長 鈴木 雄幸

(千葉)

税理士は、不況業種である。このことは、業界内ではかなり以前から認識されていたように思われる。私が開業する以前からもそうであったし、税理士登録をする際の本会会长あいさつの中にも

この旨の発言があった。

私自身、税理士として開業してちょうど5年になる。勤務時代を東京で過ごし、千葉県東金市において開業したのであるが、東金市の場合、千葉県内でもいわゆる税理士の過疎地域であり、東京における激しい競争などまるで嘘のようなところである。そのせいもあってか、開業以来、事務所の経営も順調に推移させることができた。また、この間に千葉青税及び全国青税の活動に参加する機会を得たこともある。税理士は不況業種であるなどという意識は、幸いにもほとんど持つことがなかったといっていい。ただし、今後はどうかという問題になると税理士業務、事務所の経営とも限界を意識せざるを得ない。そして、開業歴の長い税理士ほどこの問題を深刻に受けとめているようである。

さて、話をもとに戻して、本当に税理士は不況業種であるのかという問題であるが、個人差、地域差及び事務所の規模などにより個々の見解は分かれると思われるが、基本的にはYESという意見が大勢を占めることになろう。しかし、このことは税理士業務のもつ魅力や可能性をただちに否定するものではないはずだ。その意味からも、今後の活動において、税理士業務の魅力と可能性について模索していくことも青税の会員一人一人に課せられた重要な課題の一つと言えるのではないだろうか。

今年度は、全国青税の法対策部長という大役をおおせつかいました。一年間、柏谷会長の裏方として頑張りますのでご協力よろしくお願ひいたします。



## ご協力をお願いします

### 税理士法対策委員会

委員長 辻村 祥造

(神奈川)

神奈川青税より委員長に就任いたしました。1年間ご協力の程お願いいたします。

さて、昭和55年の税理士法改正よりはや10年が過ぎようとしております。この間、わが国における社会、経済の変化は著しく、情報化、国際化、バブル化等々、中小企業と我々税理士に多大な影

響を与えてきました。

このようななかで納税者、また企業者が税理士に求める役割は多様化し、拡大し、またその内容も複雑化してきています。

以上の状況のもと、本年度は税理士法改正が狙上にあがり、本格的な検討が税理士会においてなされようとしております。仙台大会の来賓である関本東京税理士会会长の挨拶においても、東京会として新基本要綱の制定を考えるとの話がありました。

これらの動きに対して当連盟の意見を反映させるべく積極的に活動を進め、提言を行ってゆきたいと考えております。

委員を各単位青税より推薦いただき、毎月1回をめどに委員会を開催いたします。そして来年初めに意見書を提出をしたいと考えております。

ご協力のほどお願ひいたします。

## 生の情報を収集して

### 争訟対策委員会

委員長 上田 輝夫

(神奈川)

このたび争訟対策委員会委員長に選任されました神奈川青税の上田です。神奈川青税では前年の総務部長を経て、現在副代表幹事を努めております。

全国青税の仕事は、今回が初めてで何もわかりませんが、柏谷会長をはじめ諸先輩の御指導をいただきこの一年間がんばりたいと思います。そのためには、月一回の理事会に必ず出席し、広く全国の会員からの情報交換や討議に参加させて頂く所存です。

争訟対策委員会の活動といしましては、前年より引き続き全会員から税務調査に関する生の情報を収集し、小冊子を発行したいと思います。

最後に、我々青年税理士は“これでいいのか”という問題意識をもちつづけることが大切です。一燈園同人石川洋の一日一日を生きる(ぱるす出版365円)より、次の言葉で締め括りたいと思います。

人のため、人のためといいながら  
結局はエゴを捨て切れない  
“愚かな自分”がいる。  
そうであってはならないと自制する

“賢明な自分”がいる。  
 どちらがどうということではないが  
 この二つの自分を  
 分けたり、一つにすることは出来ない。  
 凡俗な私たちは、二つの自分を  
 ありのままに、率直にうけとめて  
 “これでいいのか”という問題意識を  
 生涯もちつづけたいものである。



### 納税者番号制（国民総背番号制） 導入に反対！

納税者番号制対策委員会委員長

小池 幸造（東京）

全青会長職を退任してホッとする間もなく、前総務部長と現会長の策略にまんまとはまって、それも税制改革と納税者番号制の2つの対策委員会委員長に就任した東京青税の小池幸造です。

2つの委員会の委員長を兼任させるとは前代未聞ではないかと思いますが、粕谷会長に協力しなければ、と思い引き受けた次第です。

現在、税制改革についての国民的議論的となるほどの問題は湧き上がっていない。しかし、不公平税制は何ら解決されず存置しており、また納税者番号制については、国民の権利の観点より政府・与野党も検討していない。今事業年度中ぐら

いから税制改革がらみの納税者番号制の問題が生じてこよう。

納税者番号制は、あたかも総合課税への切り札の如く論ぜられているが、情報に関する国民の権利の面からは非常に問題である。国民のための情報公開制度、情報保護制度の確立がされない状態で、納税者番号制が導入されれば、情報は政府のものとなる。行政の効率性だけのためのものとなる。本来、政府情報は国民の財産であり、行政の効率性のためのものではない。

政府の考えている納税者番号制はその検討小委員会の名称の如く「納税者番号制等検討小委員会」であり、そのめざす実質は「国民総背番号制」である。「課税の公平化」をカモフラージュとした納税者番号という名の国民総背番号なのである。

行政が国民のためのものでない現実（税務調査時を想定していただきたい）を考えるとき、行政不信が前提とならざるを得ない。このようななかで納税者番号制（国民総背番号制）が導入されれば、国民の情報は国家の管理のもとにおかれ、その内容は国民が知ることができなくなる。

このような納税者番号制（国民総背番号制）導入には青税は從来より早く問題点を指摘し、その導入に反対してきているところである。

今年度は、さらにその問題点の追及と導入反対の高揚に努めたい。

## 全青税秋季シンポジウム へ参加しよう！

とき 平成3年11月16日（土）～17日（日）

ところ ホテル たつき（愛知県蒲郡市西浦町）

会 費 29,000円

シンポジウムの内容については、お知らせしているとおりですが、特別企画として、夜間研修会（税理士法・税務行政適正手続法について、講師 寺沢隼人先生）と座談会を同時に開催することになりました。

# 全青税

## 仙台大会 スナップ



前小池会長と新柏谷会長の握手



各单位会代表者と柏谷新会長



第一分科会



来賓の北野弘久先生



観光中の埼玉青税会員・家族（藏王にて）

# 制度問題より

## 会計調査人は、中小会社の監査役代行制度だ！

商法対策委員会委員長 前本 和憲（近畿）

このたび商法対策委員会委員長に就任することになりました、近畿青税の前本です。商法については、重大な課題があるのですが、先の第三次改正からは、まだ日が浅いので具体的な動きは当面ないという、鈴木法対策部長のお言葉に安心しております。

ところで、私達の最も关心の高かった会計調査人制度について、今一度よく考えてみたい。私はこの具体的な目的が何んであったのか、今だによく分からぬ。

当初、正規の監査を中小会社に拡大するのが本来の姿であるが、被監査会社数に対する公認会計士の不足、被監査会社の負担をも考慮して、正規の監査より低い「一応の確からしさ」で意見証明するのが会計調査人制度である。この会計調査人の中に税理士も含まれていたために、職域拡大論より、日税連は推進の立場に立つことになった。

現在、監査といえば独立監査人による外部監査をいい、目的は株式公開会社の財務諸表を利用する不特定多数の利害関係者が、その判断を誤らないためのものである。監査手続としては、内部統制組織の整備を前提として試査によっておこなわれる。これが、いわゆるアメリカ型の監査である。この場合に、監査は被監査会社の不特定多数の利害関係者の保護にある。よって、中小会社における監査は予定しない。また、中小会社においては、内部統制組織が不十分であり、試査による監査は不可能である。アメリカにおける法定監査は、株式公開会社以外には、「株主500名以上かつ総資産300万ドル以上の州際通商を営む会社」のみである。一方、中小会社においては、レビュー及びコンピレーションが行われているが、これらは一定の水準を保証するものの、監査と異なり財務諸表に対して保証を与えるものでない。よって、レビュー及びコンピレーションに対して、その利用者の判断結果については、保証しないものである。

このように、会計調査人制度は、正規の監査より低い「一応の確からしさ」程度で、財務諸表に対して会計調査人が保証を与える制度であり、実務上可能であろうか。また、会計調査人は、被監査会社に対して、会計及び税務業務を行うことを予定しており、独立性の点からも疑問点がある。よって、現在の監査理論からは説明のつかないものである。

一方で、現在イギリスにおいて、すべての有限責任会社において、監査役に勅許会計士及び公認会計士が就任することが義務づけられている。勅許会計士が、大会社における正規の監査（監査役監査を、独立監査人として）を職域としている。そして、公認会計士が、中小会社の監査役監査及び会計・税務業務を職域としている。

中小会社の監査については、内部統制組織が不十分であるため、試査を前提とした正規の監査が不可能である。また、中小会社においては、株主の大多数が、その会社の経営者を構成している。このような理由より、中小会社の監査に対する有用性に対する疑問点から、中小会社の監査の廃止論が出た。しかし、イギリス政府は、中小有限責任会社に対する、有限責任制度を保証するために職業会計人による監査役監査は、必要であると結論づけて、制度の存続を決めたのである。このようにみると、中小会社の監査は、有限責任制度の保証を目的とするため、監査人の独立性は必要としないし、会計・税務業務とも両立するものと思われる。

イギリスの中小会社の監査のレベルは、正規の監査と同一の水準とされている。従来、行われていた経営者陳述書による限定報告は、その曖昧さから現在認められていない。このため、中小会社の監査は、精査によることも必要となっている。この結果、監査報告書が、無限定以外であれば、その会社は、社会的信用を失い、税務調査の頻度

が高くなつたといわれている。

こうしてみると、我国の会計調査人制度は、イギリスにおける職業会計人による監査役監査をモデルとしているようである。その目的は、我国の形骸化した中小会社の監査役監査を、会計調査人制度により再構築するものではないだろうか。よって、税理士が会計調査人となることは、関与会社の有限責任を保証する、その会社の取締役の保証人になることである。このように、納税者の代理人としてよりも、会計調査人の付随業務として、税務業務を行うこととなる。この結果、私達税理士の業務が根本的に変貌することは確かである。

しかし、日税連は職域拡大論から、会計調査人制度を推進している。そして、全税理士が会計調

査人となることを条件としている。だが、過去の法制審議会において、「税理士の中で、貸借対照表、損益計算書の見方がわからない人がいる」という発言が出ていることから、全税理士に会計調査人が付与されることはあり得ないだろう。よって会計調査人制度は、税理士界を新たな資格を得ることができるものと、できない者とに二分するものである。

のことから、会計調査人制度は、税理士の職務の変貌、税理士界の二分化という過程を経て得ることができる、中小有限責任会社の保証人資格であると考えられる。

## 税務行政手続法の制定に向けて

税務行政適正手続対策委員会委員長 益子 良一（神奈川）



今回、税務行政適正手続対策委員会委員長に選ばれました神奈川青税の益子良一です。

行政手続全般について、「日本の行政手続は非常に不明確である。」

とのアメリカの指摘もあって、国側では「行政手続法」の制定にむけて検討が進められております。

しかし、その中で「税の分野は、特殊な行政分野」ということで、行政手続法の中から外されようとしています。

果して、税の分野は「特殊な行政分野」ということで行政手続法は必要ないのでしょうか。

質問検査権について、個別税法で、「必要があるときは……」という規定の仕方がなされています。

通常の税務調査が、質問検査権にもとづく任意調査にもかかわらず、事前通知のない税務調査がしばしば横行したり、なぜ調査にきたのかという理由開示すら満足におこなわれておりません。

申告納税制度のもとでは、税額の確定は、原則的には納税者の申告によって確定することを大前提としております。

それにもかかわらず、税務調査が、「必要あるときは」というような不明瞭な規定の仕方によって

おこなわれているために、時、場所、方法など無制限に拡張して納税者（国民）の基本的人権がしばしば侵されているのも事実です。

現在質問検査権行使の具体的方法については法解釈に委ねられており、判例として、最高裁第三小法廷昭和48年7月10日決定（刑集27巻7号1205頁）があります。

「質問検査権の必要性」、「私的利害との衡量」そして「社会通念上相当な限度」といくつかの条件を課すことによって、「権限ある税務職員の合理的な選択」に委ねるとして、決して無条件で税務職員の自由裁量を認めているわけではありません。

ルールを確立させるということは、民主主義国家にとっては、あたりまえのことです。

決して「税の分野は特殊である。」ということで、行政手続法から除外されるべき問題ではありません。

国民の基本的人権に密接な関係がある税の分野でこそ、質問検査権行使の具体的方法について、法解釈から発展させて、税務行政手続法が制定されて然るべきでしょう。

全国青税では、アメリカ、カナダの税務行政の適正手続について、9月15日から11日間かけて、視察にいってきました。

税務行政適正手続委員会としては、その報告書の作成に全力をもって取り組んでいきたいと考えております。

そのことは、わが国の税務行政において、適正手続を確立させる、そして最終的には「税務行政手続法」の制定にむけて運動をおこしていく一つ

の手段としてとらえているからです。

税務行政における適正手続の確立ということは非常に大きなテーマです。

しかしこの大きなテーマを実現するために、一歩一歩運動を進めていきたいと考えております。

これから一年間よろしくお願ひいたします。

## 税理士法人について

税理士法対策委員会委員長 辻村 祥造(神奈川)

### 1. はじめに

本年度は昭和55年の改正以来、税理士法改正が狙上にあがり、本格的な検討が税理士会においてなされようとしている。

当委員会もこの動きに合わせて9月3日(火)、全青事務局において第1回の税理士法対策委員会を開催した。

当日は東京税理士会が実施した「税理士法改正に関するアンケート集計結果」をもとに、法改正が必要であるとの認識が高い項目の順にはば従つて委員全員によるフリートーキング形式で意見の交換を行った。

その項目は次の通りである。

- (1) 試験の免除(第8条) 税理士の資格(第3条)
- (2) 税理士法人(新設)
- (3) 税務相談の範囲(第2条1項3号)
- (4) 税理士の使命(第1条)
- (5) 権利、義務の拡大と整備(第30条—第43条)
- (6) その他

当日の議論をふまえながら、本稿において今回の改正論議の焦点ともいべき税理士法人についてその論点をまとめてみる。

### 2. 税理士制度は法人化になじむか?

税理士法人制度は社会的に要請されているか否かといった視角より、この制度の必要性が論じられることが多い。が、はたして税理士制度自体が、法人化になじむか否かといった本質的な議論は未だ不足していると言える。

この本質論に関する意見はおおよそ次の三通りに集約される。

#### (1) 税理士制度は法人化になじまないとする考え方

税理士業務は委任的性格を有し、税理士と委嘱者である納税者との個人的信頼関係を基盤に成り立っている。

また代理人制度は自然人に与えられた資格であり、納税者を代理、代行しての権利を擁護するという税理士の使命からすれば、法人化にはなじまない。

#### (2) 税理士制度は法人化になじむとする考え方

旧西ドイツ税理士法第57条第1項に「税理士及び税務代理士は、その職業を独立に、自己の責任において、誠実に、秘密を守り、かつ職業に反する広告をせずに遂行しなければならない。」と規定し、自由職業の本質を述べている。

そのドイツにおいて税理士法人たる税理会社が存在していることは、自由職業者(税理士)の業務の履行およびそのシステムとして、法人制度がなじむことを示しているものである。

#### (3) 法人化は立法政策の問題とする考え方

大蔵省が昭和41年の監査法人の法制化にさきがけ発表した資料によれば

①資格制度がとられている業務であっても人的能力又は資本の結合による効果があるとすれば、これを法人の業務として構成することはさしつかえない。

②公認会計士協同組織体は、複数の公認会計士が協同して、組織的監査を行うことを目的とする法人の業務として構成する社会的必要がある。

なお、一身専属的な業務とされていても、その業務自体がその性質からみて法人業務になじまないといえないものは、これを法人の業務として構成するかどうかは、立法政策の問題であるとして

いる。

この税理士制度の本質からする論議は、各々が並行し、結論として収束させることはかなり困難であると現時点では予想される。

### 3. 税理士法人の形態

税理士法人の問題を論じるとき、その論者によって想定している法人の形態が様々であって、論議がかみ合わないという問題がある。よって想定される税理士法人の形態を実際にモデルをつくってみて、そのなかで設立の認可、社員の資格、社員数、業務執行の方法、出資、利益の配当、税理士法上・民法上の責任、支店、合弁・解散などの諸問題を分析的に、論議する必要がある。

現在、日本税理士会連合会制度部が会長宛に具申した「税理士法改正に関する中間意見について」が最も検討が進んでいると思われる所以、これを資料として掲載する。

### 4. 税理士法人は時代の要請か?

税理士法人の必要性について、種々の論議の中からまとめてみると次のようになる。

- ①ニーズの多様化及び高度化
- ②税理士業務の承継
- ③個人的能力の限界
- ④事務所経営の安定化
- ⑤勤務税理士の増加
- ⑥職員の雇用対策
- ⑦職員の教育
- ⑧損害賠償の問題

これらの要因を、納税者、企業経営者、そして税理士の三方向から検討してみる必要がある。

この場合、納税者、企業経営者側からの直接的要請といえるものは①、ないし②の一部にすぎないのではないかと考えられる。むしろそのすべては税理士、そして税理士事務所の側が必要としているものである。

そうであれば、はなはだ税理士側のエゴによって税理士法人制度が考えられているようにみられるが、むしろその本質は税理士ないし税理士事務所が社会、および経済の激しい変化に適応不能を起こしていることに原因がある。

よって、時代の要請とか、社会の要請といった表現は妥当でなく、社会、経済に充分適応できなくなった税理士側の要請としてとらえるべきである。

### 5. まとめ

税理士法のほぼ全面において改正が必要であるとの認識が、東京税理士会のアンケートにおいてみられる。その中で改正を必要とする項目の第二番目に税理士法人があげられていることは、この税理士全体の同制度に対する関心の高さを率直にもの語っているものといえよう。

しかし、税理士法人制度についての本質的で、分析的な検討は未だ不足している。税理士制度、ひいては自由職業人の本質をふまえたところで、これから検討を一層着実に進めることが必要である。

## 税理士法人の形態に関する意見(別紙)

—平成3年6月27日 日税連制度部会—

項目	A案	B案
1. 法人の形態	法人自体を業務の主体とする方式。 税理士法人は、税理士の協同組織体であり、この組織を通じて税理士業務が行われる以上、税理士法人が税理士業務を行うのが最も責任の主体を表現し得ることとなる。	社員(出資者兼業務執行者)たる税理士が、連帯して税理士業務の主体となる方式。 合名会社的法人形態であり、これに税理士法が予定する性格を付与する。
2. 設立認可	税理士法に認可制の特別法人としてを	税理士法上の特別法人とし、税理士会

項 目	A 案	B 案
3. 名 称	規定する。	が設立認可・業務指導等の権限を持つこととする。
4. 社員の資格	税理士法人の構成員たる社員は税理士に限るものとする。 (注) 税理士法人に使用される従業員は必ずしも税理士であることを要しない。	「税理士法人」を明示する。 税理士に限る。
5. 社員の数	法人たる社員構成の人員は複数（たとえば5人以上）とし、構成する社員はすべて税理士とし、法人資格と社員資格を一致させる。 (注) 1人税理士法人は認めない。すなわち、税理士法人は複数の税理士が協同して組織的に税理士業務を行い、多様化する納税者のニーズに応ずるために設立するのであって税理士個人の利益を追及するためのものではない。	3人以上10人以下とする。
6. 社員の業務執行権と代表	(1)社員は、すべて業務執行権を有し、義務を負うこととし、社員は社員としての地位において法人の業務執行機関を構成するものとする。したがって、出資のみの社員は排除する。 (2)業務執行権を有する社員は、各自当然に表する権限を有するが、定款または、総社員の同意をもって業務執行社員のうち特に法人を代表すべき者を定めることができる。	社員各自代表とする。ただし、代表社員を限定することができる。
7. 業務執行の方 法	(1)社員は、すべて税理士法人の税理士業務を行い得る。 (2)一件ごとに当該税理士業務を担当する社員を定め、当該社員がその税理士業務を行う。 (3)(2)により定められた社員は、当該税理士業務について税理士法人を代表する。	税理士業務は、社員が個人として行う（窓口は法人）。ただし、税理士法人に勤務する税理士（勤務税理士）を、副代理人として税理士業務を行わせることができる。

項 目	A 案	B 案
	税理士法人の名称を記載するとともに(2)により定められた社員がすべて自署押印する。	
8. 業務の範囲	(1)税理士法第2条第1項を主たる業務とする。 (2)税理士法第2条第2項の規定により税理士業務に付隨して会計業務を行うことができる。	税理士事務所の経営（法人は税理士業務を行えないため）。ただし、会計業務等限定された業務を法人の目的とすることができる。
9. 競業禁止	(1)社員である税理士は、自己の所属する税理士法人を通じて税理士の業務を行う以外に、税理士の業務を行ってはならない。 (2)社員である税理士は、自己の税理士事務所及び会計法人を設置してはならない。	(1)税理士法人に専属し、個人事務所の併設はできない。 (2)税理士以外の資格による他業務にも制限を設ける。 (3)退社・新入は報告事項とするが、私的自治に任せる。
10. 出 資	社員の出資については合名会社の規定を準用し、財産出資のほか、労務・信用の出資を認めることとする。しかし、具体的出資の目的は、一般的には現金出資が望ましい。	(1)金銭その他の財産とし、下限を300万円として各社員が応分の出資をする（労務・信用の出資を認めない）。 (2)退社の場合は、留保金を考慮のうえ払い戻す。
11. 持分の譲渡		出資の譲渡、又は担保差入はできない。
12. 利益配当	(1)利益の配当については、支社員の業務量、専門能力等を十分に考慮して行うこととする。 (2)持分計算の対象となる純資産額の範囲と計算基準については、税理士法人の自治の原則に従って決定することとする。	一定の内部留保を義務付け、残りは利益配当できる。
13. 税理士法上の責任	(1)社員は関与の範囲が限定されている業務については、その関与の範囲に応じて責任を負う。 (2)税理士法人が①法令の規定に違反したとき②運営がその目的に著しく違反しているときは、監督上の措置として警告、業務停止又は設立認可の取り消し等の行政処分を行う。	(1)税理士法上の責任については、当該業務を行った社員税理士及び復代理人たる勤務税理士が負い、税理士法人は監督責任を負う。 (2)税理士法上の連帯責任制はとらない。

項 目	A 案	B 案
	(3)税理士法人が税理士業務に関して法令の規定に違反した場合には、当該税理士業務を行った社員である税理士に対しても一般と同様の立場において懲戒処分の対象とする。	
14. 民法上の責任	法人財産をもって法人債務を完済できないときは、各社員は連帯して弁済する責任を有する。	財産法上の責任のような税理士法以外の責任は税理士法人が負い、かつ社員が連帯して無限責任を負う。
15. 事務所		1カ所とする。
16. 合併		社員数の上限の範囲内で認める。
17. 解散		(1)公益を損なわない範囲で私的自治に任せる。 (2)特定の場合、税理士会に解散命令権を留保する。
18. その他	この案については、税理士業務の公共性（勿論営利性を否定するものではないが）を考慮して、監査法人の規定を参考にした。	(1)税理士業務を外部に委託することはできず、直接の納税者以外からそれを受け取ることもできない。 (2)税理士法人として行った財産行為（税理士業務によって得る報酬並びに支出する費用を含む）の結果は、すべて税理士法人に帰属し、税理士法人が財産を管理運営する。 (3)税理士法人と勤務税理士は雇用関係を結ぶことになるが、税理士業務に限っては、勤務税理士は勤務する税理士法人から独立して、自らの責任において税理士業務を行う。ただし、一般的な監督には服さなければならない。

## ◇編集後記◇

昨日のできごとです。

1. ノックの音が聞こえ、私が返事をしてドアを開いたところ、事務所を見渡し、一言  
「あ、先生はお留守ですか。」

2. 「所長に変わります。」の後、私が電話をとり  
「はい、岸でございます。」と言ったところ、  
「あ、所長はお出かけですね。」

3. あなたたちが営業では何も買いません。女性  
税理士だと調べてからいらっしゃい。失礼よ。